ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領

都中農推第４２号

令和６年７月１日

# 趣旨

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要綱（令和６年７月１日付都中農推第４１号。以下「実施要綱」という。）に基づくＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めて実施する。

# 事業実施主体

事業実施主体は、東京都農業協同組合中央会（以下「ＪＡ東京中央会」という。）とする。

# 補助対象者

補助対象者は、都内に住所を有する次の者とする。

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）第12 条第１項に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者

### 認定新規就農者

基盤強化法第14条の４第１項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者

# 補助対象事業の内容

## 本事業は、作業の自動化や多様な情報の共有等を進めるスマート農業技術の活用により生産効率の向上や、農業従事者への負担軽減を目指す農業者が、専門家の知見を参考にして事業実施のための「スマート農業実装化計画」（以下「実装化計画」という。）を策定するスマート農業専門家等派遣事業、及びこの実装化計画に基づきスマート農業機械機器等の導入を行うスマート農業機械機器等導入事業（以下「導入事業」という。）の2つの事業を実施するものである。

### 導入事業で補助対象とする農業機械機器等は次のものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | スマート機械機器等 |
| 栽培管理 | 自動操舵農業用機械（後付け装置含む）、草刈機（自立走行式及びリモコン式）、収穫用ロボット、農業用ドローン、圃場モニタリングシステム、その他作業支援機械機器等 |
| 飼養管理 | 分娩・行動監視システム等 |
| 施設環境制御 | 環境制御及び環境モニタリングシステム（管理システム及び環境データの観測装置） |
| 出荷・調整 | 自動選果機、自動計量機等 |
| 販売 | 販売所監視システム、キャッシュレス自動販売機等 |
| 都が特に普及を進めるもの | 東京都農林総合研究センターで開発されたスマート技術を活用した機械機器等 |
| その他 | 上記以外のスマート機械機器等のうち、専門家が経営の効率化や作業の省力化に有益と認めた機械機器等 |

### 導入事業で補助対象外の設備等

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | スマート機械機器等 |
| 補助対象外の設備等 | ・　ハウス・水耕栽培施設等の設置、栽培用照明、自動天窓開閉、自動カーテン、炭酸ガス発生、ヒートポンプ等の設備の導入  （以上は、東京都の他の事業で対応可能）  ・　車両、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械機器等  ・　１機械機器等当たりの補助対象経費が200千円未満のもの。  ただし、都が特に普及を進めるものは200千円未満であっても対象とする。  ・　リースによる導入 |

### 導入事業において補助対象とする費用、補助率等は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象費用 | スマート農業機械機器等の導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の２/３以内（消費税及び地方消費税相当額は補助対象外）。ただし、補助額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。 |
| 補助対象経費及び補助限度額 | 一補助事業者の補助対象経費が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,333千円とする。 |

（手続き）

## 補助対象者が導入事業に取り組む場合は、原則として次の手続きを行うものとする。

### 「スマート農業技術の実装相談票」（別記様式第１号）（以下「相談票」という。）の提出

#### 補助対象者は、原則として地域の農業協同組合等を通じてＪＡ東京中央会に相談票を提出する。

#### ＪＡ東京中央会は、提出された相談票の記載内容について、当該補助対象者の地域を管轄する東京都農業改良普及センター等（以下「普及センター等」という。）に意見を求め、その意見に基づき専門家の派遣の必要性を決定する。

##### 派遣の必要がない場合は、相談票を提出した補助対象者に導入事業の申請書を提出するよう連絡する。

##### 専門家派遣が必要な場合は、東京都農林総合研究センター（以下「農総研」という。）の東京型スマート農業研究開発プラットフォーム（以下「研究PF」という。）事務局に派遣が必要な技術等への相談対応が可能な研究PF会員の募集を依頼する。

#### ＪＡ東京中央会は、相談票の内容と、応募があった研究PF会員との適合性を農総研研究員及び普及指導員に諮り、１～数名の研究PF会員を選定する。

なお、研究PF会員の応募がなかった場合は、NPO法人 日本プロ農業総合支援機構など農業者の課題解決を支援する組織に専門家派遣を依頼することができる。

#### ＪＡ東京中央会は、相談票を提出した補助対象者に、選定した研究PF会員等を紹介する。

### 相談票を提出した補助対象者は、研究PF会員等との意見交換を行い、管轄する普及指導員の助言を得た上で「実装化計画書」を作成し、これに基づきＪＡ東京中央会に導入事業の補助金交付申請を行う。

# 導入事業の交付申請

（交付申請書）

## 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは原則として地域の農業協同組合等を通じて「補助金交付(変更)申請書（別記様式第２号）」及び「スマート農業実装化計画（別記様式第２号の１）」、「東京都暴力団排除条例に係る誓約書（別記様式第２号の２）」を令和６年１１月１日（金）までに中央会会長に提出するものとする。

### 消費税等の事業費からの減額

補助対象者は、１による申請をするに当たっては、該当補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を補助金から減額して申請しなければならない。

### 補助金の交付に係る暴力団の排除

#### 補助対象者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

#### 補助対象者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員当に暴力団員等又は暴力団に該当するものがある場合についても、この要領に基づく補助金の交付の対象としない。

### 留意事項

#### 国及び東京都の他の事業補助金の交付対象となっている経費については導入事業の補助対象としない。

#### 本要領に基づき購入した機器等の譲渡又は転売はできない。

#### 補助対象となる経費は、補助対象機器等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も含む。

#### 補助対象となる経費は、次の(ア)～(ウ) の条件をすべて満たすものとする。

##### 使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

##### 補助対象期間中（令和６年７月１１日～令和７年１月３１日）に支払が完了した経費

##### 証拠資料（領収書等）によって支払金額が確認できる経費

#### 導入事業において、次のものは対象外とする。

##### 特許や商標登録の取得、商品開発、コンピュータソウフトウェア開発など補助事業の成果物によって、私有財産の形成に資することとなる経費は補助金の交付対象としない。

##### 中古品

##### 消耗品のみの導入

##### リースによる導入

##### 現有設備の単純更新（同機種、同機能）

#### 事業実施にかかる支出を行う際には、ポイント払いは行わないこと。

支払いに際して、ポイントを取得又は使用した場合のポイント相当額については、減額して申請すること。

# 補助金の交付決定

（交付決定通知）

## 中央会会長は、第５の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定（別記様式第３号）を行い、導入事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

## 中央会会長は、１の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

# 申請の撤回

（交付決定への異議）

補助事業者は、第６の１の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知書受領日から１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

# 申請事項の変更

（事業変更承認申請）

## 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第４号）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

### 事業内容の著しい変更

### 補助対象事業費の３割を超える変更

## 中央会会長は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

# 事業の廃止の承認

補助事業者は、第６により補助金の交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（別記様式第５号）を中央会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

# 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第６号）を中央会会長に提出し、その指示に従うものとする。

# 実績報告及び請求

（実績報告及び請求書の提出）

補助事業者は、本補助事業が完了したとき、または令和７年１月３１日（金）のいずれか早い時期までに、本補助事業の成果を記載した「実績報告及び請求書（別記様式第７号）」を会長に提出するものとする。

なお、事業を廃止した場合には、当該様式に実績報告のみを記載して提出するものとする。

# 額の確定

（補助金額の確定と通知）

中央会会長は、第１１の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告及び請求書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別記様式第８号）する。

# 是正措置

## 中央会会長は、第１２の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

## 第１１の規定は、１の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

# 補助金の支払

中央会会長は、第１２の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

# 決定の取消し

## 中央会会長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

### 補助金等を他の用途に使用したとき

### 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

### その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

## １の規定は第１２の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

# 補助金の返還

## 中央会会長は、第１５の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

## 中央会会長は、第１２の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

# 違約金加算及び延滞金

## 中央会会長が第１５の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 中央会会長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

# 違約加算金の計算

## 第１７の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

# 延滞金の計算

第１７の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

# 他の補助金等の一時停止等

中央会会長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

# 報告及び調査

## 補助事業者は、導入事業の完了後、実装化計画で定めた目標年度の間、各年度の事業の実績をとりまとめておき、中央会長が必要に応じて報告を求めた際には提出すること。

## 前項のほか、中央会長が事業で導入した機器等の適切な使用について調査を実施する場合は、補助事業者は調査に協力しなくてはならない。

# 財産処分の制限

## 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

## 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第９号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。

## 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産のうち１件当たりの取得価格20万円以上のものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、（別記様式第10号）により中央会長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

## 前項において、中央会長は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年６月１日付23財主財第38号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

# 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

# 委任

本補助事業の実施に関し必要な事項は、この要領の規定、東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について、及び東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱のほか中央会会長が別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和６年７月１１日から施行する。

別記様式第１号（第4の2の(1)関係）

年　月　日

「スマート農業技術の実装相談票」

東京都農業協同組合中央会都市農業支援部長　宛て

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業を実施したいので、下記の通り概要について事前相談をいたします。

　なお、本相談票の内容は、東京都農業改良普及センター及び東京都農林総合研究センターで検討されることを承諾します。

相談者　　住　　所：　〒

氏　　名：

電話番号：

e-mailアドレス：

主たる畑の所在地：

１　スマート農業機械機器の導入概要　　　　(スマート農業機械機器等ごと記載する)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 専門家派遣の  要否 | １　必要　　２　不要  （どちらかに〇を付けて下さい。） | | （事務局使用欄）  普及センターの意見 | | |  | |
| 導入するスマート農業機械機器等名称 |  | | 対象となる 作目・家畜等種類 | | |  | |
| 導入により期待できる効果及びその根拠 |  | | | | | | |
| 機械機器等の設置場所、保管場所  （例：直売所、ハウス〇棟、等） |  | | | | | | |
| 成果目標  （最低１つは必須） | 指標名 | 現　状 | | １年目 | ２年目 | | ３年目 |
|  |  | |  |  | |  |
|  |  | |  |  | |  |

記入上の注意　※指標名：(例)〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等を記入

　　　　　　　※現状　：指標で挙げた課題の具体的数値を入。（単位：時間、万円　等）

２　添付書類：成果目標を設定する際の根拠となる資料  
（導入機械機器の性能等がわかるパンフレット等）

※　2種類以上の機械機器導入を計画している場合は１の表をコピーしてお使いください。

別記様式第２号（第５の１関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書

令和６年度において、下記のとおり事業を実施したいので、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第５の規定により、補助金　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業内容　別紙　スマート農業実装化計画のとおり

２　補助金申請額等　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入機械機器等の名称 | 事業費(購入額)  （税込額） | 補助対象額  （税抜購入額） | 補助金申請額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷３×２） |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

※１　補助対象額は500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,333千円とする。

　※２　補助金申請額は千円未満切捨てとする。

３　事業完了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　別添資料

（１）スマート農業実装計画書

（２）誓約書

（３）経費の積算の根拠となる資料（見積書等）

（４）認定農業者、認定新規就農者のいづれかの認定証の写し

別記様式第２号の１（第５の１関係）

スマート農業実装化計画

　住所

　氏名

作成年月日：　年　月　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容を確認した普及センター等の名称 |  | | | | | | |
| 相談した専門家名 |  | | | | | | |
| 対象作物･家畜名等 |  | | | | | | |
| 導入するスマート農業機械機器等の名称  型番等 |  | | | | 導入経費(円) |  | |
| 設置場所又は保管場所  （例：直売所、ハウス〇棟、等） |  | | | | | | |
| スマート農業機械機器等の導入で期待する効果及び根拠 |  | | | | | | |
| 成果目標  （最低１つは必須） | 指標名 | 現状 | １年目 | ２年目 | | | ３年目 |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |

記入上の注意　※指標名：(例)〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等を記入

　　　　　　　※現状　：指標で挙げた課題の具体的数値を入。（単位：時間、万円　等）

添付書類：

①　成果目標を設定する際の根拠となる資料（導入機械機器の性能等がわかるパンフレット等）

　②　認定農業者の場合：農業経営改善計画認定申請書の写し

　　　認定新規就農者の場合：青年等就農計画認定申請書の写し

　　　上記計画認定申請書が無い場合は、次の様式に記入の上計画書に添付してください。

※2種類以上の機械機器導入を計画している場合は上記の表をコピーしてお使いください。

スマート農業実装化計画　添付書類（農業経営改善計画認定申請書の写し、青年等就農計画認定申請書の写しがない場合に記入する。）

１　スマート農業実装化計画者の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住　所 |  | | 連絡先 |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  | |
| 個人・法人名 |  | 代表者氏名  （法人のみ） |  | |
| 生年月日  法人設立年月日 |  | 農業経営開始日  （認定新規就農者のみ） |  | |

２　営農類型及び所得・労働時間目標

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | | 現　状 | | | | | 目標（　　年） | | | |
| □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物  □露地野菜 □施設野菜 □果樹類 □花き・花木  □その他の作物（ 　　　）□酪 農 □肉用牛  □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　） | | | | □複合経営 | □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物  □露地野菜 □施設野菜 □果樹類 □花き・花木  □その他の作物（ 　　　）□酪 農 □肉用牛  □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　） | | | □複合経営 |
| 年間所得 | | 現　状 | 目標（　　年） | 年間労働時間 | | | 現　状 | 目標（　　年） | 主たる  従事者  数 | 人 |
| 万円 | 万円 | 時間 | 時間 |
|  | 主たる従事者１人当たりの年間所得 | 万円 | 万円 |  | 主たる従事者１人当たりの年間労働時間 | | 時間 | 時間 |

３　農業経営の現状及び目標

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生　産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業（売上げ） | | | | | | | | | | |
| 作目・部門名 | | | | 現　状 | | | | | | | | | 目標（　　年） | | | | | | | 事業内容 | | | | 現　状 | | | | 目標（　年） | | |
| 作付面積（ａ）  飼養頭数（頭、羽） | | | | 生産量 | | | | | 作付面積（ａ）  飼養頭数（頭、羽） | | | | | 生産量 | |
|  | | | |  | | | |  | | | | |  | | | | |  | |  | | | | 万円 | | | | 万円 | | |
|  | | | |  | | | |  | | | | |  | | | | |  | |  | | | | 万円 | | | | 万円 | | |
|  | | | |  | | | |  | | | | |  | | | | |  | |  | | | | 万円 | | | | 万円 | | |
|  | | | |  | | | |  | | | | |  | | | | |  | |  | | | | 万円 | | | | 万円 | | |
| 農用地 | | | | | | | | | | | | | | 農業生産施設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区　分 | 所在地 | | | | 地目 | | 現状（ａ） | | | | 目標（　年）  （ａ） | | | 種　別 | | | 所在地 | | | 規　模 | | | | | | | | | | |
| 現状 | | | | | | 目標（　年） | | | | |
| 所有地 |  | | | |  | |  | | | |  | | | 棟 | | | ㎡ | | | 棟 | | | ㎡ | |
|  | | | |  | |  | | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | |
| 借入地 |  | | | |  | |  | | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | |
|  | | | |  | |  | | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | |
| その他 |  | | | |  | |  | | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | |
|  | | | |  | |  | | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | | |  | |
| 経営面積合計 | | | | | | |  | | | |  | | | 経営面積合計 | | | | | |  | | |  | | |  | | |  | |
| 構成員・役員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 雇用者 | | | | | | | | | | | |
| 氏　名 | | 年  齢 | 代表者との続柄(法人経営にあっては役職) | | | 現　状 | | | | | | 見通し（　年） | | | | | | | 常時雇（年間） | | 実人数 | 現状 | | | 人 | | 見通し | | | 人 |
| 担当業務 | | | 主たる  従事者 | 年間農業従事時間 | | 担当業務 | | | 主たる  従事者 | 年間農業従事時間 | | | 臨時雇（年間） | | 実人数 | 現状 | | | 人 | | 見通し | | | 人 |
| 延べ人数 | 現状 | | | 人 | | 見通し | | | 人 |
|  | |  | （代表者） | | |  | | |  |  | |  | | |  |  | | |  | | | | | | | | | | | |
|  | |  |  | | |  | | |  |  | |  | | |  |  | | |
|  | |  |  | | |  | | |  |  | |  | | |  |  | | |

別記様式第２号の２（第５条の１関係　別添）

東京都暴力団排除条例に係る誓約書

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同実施要領第１４の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同実施要領１５の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所：

氏名（団体名・代表者名）　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第３号（第６の１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

年　月　日

宛　先

東京都農業協同組合中央会

　　代表理事会長名　　　　　　　　　　　印

令和　年　月　日付で提出されたＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書については、内容を審査したところ適当と認め、下記のとおり交付することに決定したので、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第６の１の規定により通知する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　年　月　日付で申請のあったＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

３　補助率等

補助事業に要する経費、補助金額及び補助率等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 | 補助率等 |
| 補助金等の額 | 【Ａ】  円 | 【Ｂ】（Ａ）÷３×２  円 |  |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  | 補助事業に要する経費の３分の２以内 |

４　ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領の準用

この交付の決定通知の内容又はこれに付された条件、事務手続きについては、令和６年７月１日付都中農推第４２号ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領の各項を準用する。

別記様式第４号（第８の１関係）

年月日

　　東京都農業協同組合中央会代表理事会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名　　　　印

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業変更承認申請書

令和　年　月　日付都中農推第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費実施要領第８の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認（及び補助金　　　　　　　円の変更交付）を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

(1)　経費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入機械機器等の名称 | 事業費(購入額)  （税込額） | 補助対象額  （税抜購入額） | 補助金申請額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷３×２） |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

※１　補助対象額は500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,333千円とする。

　※２　補助金申請額は千円未満切捨てとする。

３　事業完了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　別添資料

（１）スマート農業実装計画書

（２）誓約書

（３）経費の積算の根拠となる資料（見積書等）

（４）認定農業者、認定新規就農者のいづれかの認定証の写し

別紙

スマート農業実装化計画（変更）

※　実施要領第５の１の別記様式第２号のスマート農業実装化計画を変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにすること。

　住所

　氏名

作成年月日：　年　月　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認した普及センター等の名称 |  | | | | | | |
| 相談した専門家名 |  | | | | | | |
| 対象作物･家畜名等 |  | | | | | | |
| 導入するスマート農業機械機器等の名称  型番等 |  | | | | 導入経費(円) |  | |
| 設置場所又は保管場所  （例：直売所、ハウス〇棟、等） |  | | | | | | |
| スマート農業機械機器等の導入で期待する効果及び根拠 |  | | | | | | |
| 成果目標  （最低１つは必須） | 指標名 | 現状 | １年目 | ２年目 | | | ３年目 |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |

記入上の注意　※指標名：(例)〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等を記入

　　　　　　　※現状　：指標で挙げた課題の具体的数値を入。（単位：時間、万円　等）

添付書類：

　成果目標を設定する際の根拠となる資料（導入機械機器の性能等がわかるパンフレット等）

※　2種類以上の機械機器導入を計画している場合は上記表をコピーしてお使いください。

別記様式第５号（第９関係）

年　月　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

氏名　　　　印

電話番号

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業廃止承認申請書

令和　年　月　日付都中農推第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業については、下記のとおり事業を廃止したいので、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第９の規定に基づき承認を申請します。

記

　廃止の理由

別記様式第６号（第１０関係）

年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

氏名　　　　印

電話番号

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業事故報告書

令和　年　月　日付都中農推第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第１０の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　年　月　日  　現在の支出額 | | 残　　　高 | | 事故発生後  支出予定額 | |
| 補助事業に要する経費 | 補助金額 | 補助事業に要する経費 | 補助金額 | 補助事業に要する経費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事故発生の場合の不用額 | | 円 | | | |

別記様式第７号（第１１関係）

年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会代表理事会長　殿

住　所

申請者名　　　　　　　　　印

電話番号

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金

　　　　実績報告及び請求書

標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第１１の規定に基づき、実績を報告し、下記金額を請求します。

記

１　請求額 　　　　　　　　　円（交付決定額　　　　　　　　円）

２　経費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入機械機器等の名称 | 事業費(購入額)  （税込額） | 補助対象額  （税抜額） | 補助金申請額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  | 【Ａ】 | 【Ｂ】（Ａ÷３×２） |
| Ｂを千円未満切捨てた額 |  |  |  |

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | | 支店名 |  |
| 金融機関コード（4桁） |  | 支店番号（3桁） | |  |
| 貯金の種類別 | 普通　当座  貯蓄 | 口座番号 | |  |
| 口座の名義（カタカナ） |  | | | |

※通帳・キャッシュカード等振込先が確認できるものの写しを添付すること。

４　事業実績　別紙　事業実施報告書のとおり

５　事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

６　別添資料

　　経費の支出の根拠となる資料

（１）施設・機器等整備を購入・導入したことがわかる書類（例：①領収書及び購入したものがわかる納品書、②施設整備にあっては、出来高設計書等）

（２）導入機器等の写真（近景・遠景・銘板（型番がわかるもの）３種類）

（施設場合は外部、内部等整備場所がわかるもの）

別紙

ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業実施報告書

　住所

　氏名

作成年月日：　年　月　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認した普及センター等の名称 |  | | | | | | |
| 相談した専門家名 |  | | | | | | |
| 対象作物･家畜名等 |  | | | | | | |
| 導入したスマート農業機械機器等の名称  型番等 |  | | | | 導入経費(円) |  | |
| 設置場所又は保管場所  （例：直売所、ハウス〇棟、等） |  | | | | | | |
| スマート農業機械機器等の導入による効果 |  | | | | | | |
| 実績及び目標  （最低１つは必須） | 指標名 | 現状 | １年目 | ２年目 | | | ３年目 |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |

記入上の注意　※指標名：(例)〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等を記入

　　　　　　　※現状　：指標で挙げた課題の具体的数値を入。（単位：時間、万円　等）

添付書類：

　導入機械機器の性能等がわかるパンフレット等

※　2種類以上の機械機器導入を計画している場合は上記表をコピーしてお使いください。

別記様式第８号（第１２関係）

番　　　　　号

（補助事業者名）

住　所

申請者名

電話番号

令和　年　月　日付都中農推第　　号をもって交付決定したＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金については、令和　年　　月　　日付をもって提出された実績報告の内容を審査した結果、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　　円に確定したので通知する。

　　　　　　令和　年　　月　　日

　　東京都農業協同組合中央会

　　　　　　　　代表理事会長名　　　　　　印

別記様式第９号（第22の2関係）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | 令和６年度 | | | | 事業実施者名 | |  | | 事業名 | 東京型スマート農業実装化促進事業 | | | | |
| 事業の内容 | | | | | 工　期 | | 経費の配分 | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘要 |
| 事業の内容 | | 工種･  構造  機器  区分 | 施行箇所  又　　は  設置場所 | 事業量 | 着　工  年月日 | 竣　工  年月日 | 総事業費 | 負担区分 | | 耐用  年数 | 処分制限  年月日 | 承　認  年月日 | 処分の  内容 |
| 都補助金 | その他 |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | 7年 |  |  |  |  |
| 合　計 | |  | | | | |  |  |  |  | | | | |

注）１ 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。国税庁の主な減価償却資産の耐用年数（機械・装置）で農業用設備は7年です。

（例）7年の場合　竣工：令和6年12月25日　→　処分制限：令和13年12月24日

２ 処分の内容欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。

３ 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

別記様式第10号（第22の3関係）

　年　　月　　日

東京都農業協同組合中央会

代表理事会長　 　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

電話番号

東京型スマート農業実装化促進事業により取得した財産の処分承認申請書

東京型スマート農業実装化促進事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、ＪＡ東京中央会東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要領（令和６年７月１日付都中農推第４２号）第22の３の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

１　処分の理由

２　財産処分の対象

（１）財産等の名称、所在、型式、数量

（２）事業主体

（３）事業費・補助金額・補助率

（４）財産等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数

（５）現況図面又は写真(添付)

３　処分の方法(処分区分)

４　取扱いに関する要件の適合について

５　納付金額(予定額)